

リクルートマネジメントスクール利用約款 変更点一覧

2023年9月25日改定

条項	変更前	変更後	変更のポイント
第2条4項	本サービスは、研修の受講を申し込み受講料を支払う形態のサービスのほか、事前に購入した本サービス専用の受講チケット（以下「チケット」という）を用いて研修の受講を申し込む形態のサービス（以下「チケット制サービス」という）から構成される。	本サービスは、研修の受講を申し込み受講料を支払う形態のサービスのほか、事前に購入した本サービス専用の受講チケット（以下「チケット」という）を用いて研修の受講を申し込む形態のサービス（以下「チケット制サービス」という）から構成される。 <u>チケット制サービスについては、別途「チケット制サービスに関する特約」を定める。</u>	チケット制サービスについて特約を設けたことに伴う追加
第3条5項 (新設)	-	甲が本サービスを長期間利用しない等の合理的な事由がある場合、乙は、甲に通知（登録された甲の連絡先への発信をいう）したうえで、 <u>管理者登録の削除または登録事項の一部の削除をすることができる。</u>	管理者登録および登録事項を削除する場合を追加
第4条	甲が、本サービスに関する管理者登録の申請をなすことにより、乙に対して本サービスの利用を申し込み、乙が、乙の定める取引基準に合致すると判断した場合において、乙による承諾の意思表示が甲に到達することをもって、甲乙間に本サービスの利用に関する契約が成立する。	1. 甲が、本サービスに関する管理者登録の申請をなすことにより、乙に対して本サービスの利用を申し込み、乙が、乙の定める取引基準に合致すると判断した場合において、乙による承諾の意思表示が甲に到達することをもって、甲乙間に本サービスの利用に関する契約が成立する。 2. <u>甲が本サービスを長期間利用しない場合、乙は、甲に通知（登録された甲の連絡先への発信をいう）したうえで、前項に基づき成立した本サービスの利用に関する契約を終了させることができる。</u> 3. <u>甲は、第1項に基づき成立した本サービスの利用に関する契約の終了を希望する場合、乙が別途定める手続に従い、速やかに乙に通知する。</u>	本サービスの利用に関する契約を終了させる場合を追加
第6条2項	変更後の本約款（以下「新約款」という）は、乙が別途定める場合を除き、乙が新約款を乙のホームページ上に表示したとき、または乙が甲に新約款を発送したときのいずれか早いときより1ヶ月の周知期間を経過することをもってその効力を生じる。当該周知期間中に第4条に定める契約が成立した場合も同様とする。	変更後の本約款（以下「新約款」という）は、乙が別途定める場合を除き、乙が新約款を乙のホームページ上に表示したとき、または乙が甲に新約款を発送したときのいずれか早いときより1ヶ月の周知期間を経過することをもってその効力を生じる。当該周知期間中に第4条第1項に基づき本サービスの利用に関する契約が成立した場合も同様とする。	4条1項により成立した契約であることを明記
第7条3項、4項 (削除)	3. 前項の定めにかかわらず、 <u>チケット制サービスにおいて、甲は、事前に専用サイトにおいてチケットを購入する。甲が、専用サイトにおいてチケットを用いて受講者が受講する研修を指定した場合、当該指定をもって受講の申し込みとする。また、甲が、専用サイトにおいてチケットを用いて受講者に受講の権利を与えた場合、当該受講者が専用サイトにおいて受講する研修を指定することをもって甲による受講の申し込みとする。</u>	-	チケット制サービスについて特約を設けたことに伴う削除（同内容を特約第3条に追加）

	<p>4. チケット制サービスにおいて、チケットは専用サイト上で電子的に管理される。チケットの使用期限は、当該チケットを購入した日の属する月の翌年同月の末日とし、受講する研修を指定する場合、当該研修の開催日以前に使用期限が到来するチケットを用いることはできない。</p>		
第8条	<p>1. 乙は、甲に対し、申し込みを行った研修の受講料を、当該研修の受講後、消費税相当額とともに速やかに請求する。なお、キャンセル料については、甲による第9条第1項に定める取り消し後、速やかに請求する。</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、チケット制サービスにおいて、乙は、甲に対し購入したチケットの料金を、当該チケットの購入後、消費税相当額とともに速やかに請求する。</p> <p>3. 甲は、前二項の請求を受けた金額を、乙が別途定める期日までに乙の定める銀行口座へ振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。</p> <p>4. チケット制サービスにおいて、甲は、チケットの使用の有無、使用期限の到来の有無等にかかわらず、乙に対しチケットの料金の払い戻しを求めすることはできない。第3条第4項に基づき乙が管理者登録を削除する場合または甲が管理者登録の削除を申し出る場合も同様とする。</p>	<p>1. 乙は、甲に対し、申し込みを行った研修の受講料を、当該研修の受講後、消費税および地方消費税とともに速やかに請求する。なお、キャンセル料については、甲による第9条に定める取り消し後、速やかに請求する。</p> <p>2. 甲は、前項の請求を受けた金額を、乙が別途定める期日までに乙の定める銀行口座へ振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。</p>	<p>・より適切な表現への修正</p> <p>・チケット制サービスについて特約を設けたことに伴う削除（同内容を特約第4条に追加）</p>
第9条	<p>1. 甲は、以下の各号に定める期日の前日まで、専用サイトにおいて研修の受講の申し込みを無償で取り消すことができる。当該期日以降に取り消しを行う場合、甲は、乙が別途定める手続きに従い乙に申し出るとともに、キャンセル料として受講料の全額を支払うものとする。なお、受講日程の変更は、申し込みの取り消しとともに新日程の研修の受講を申し込むものであり、当該期日以降の変更を行う場合、甲は、キャンセル料のほか新日程の受講料を別途支払うものとする。また、受講者の変更は、申し込みの取り消しとともに新たな受講者について研修の受講を申し込むものであり、当該期日以降の変更を行う場合、甲は、キャンセル料のほか新たな受講者の受講料を別途支払うものとする。</p> <p>(1)乙が別途定める事前にサーベイの実施を含む研修等について、研修開催日の前月同日</p> <p>(2)前号に定める以外の研修について、研修開催日の14日前</p>	<p>甲は、以下の各号に定める期日の前日まで、専用サイトにおいて研修の受講の申し込みを無償で取り消すことができる。当該期日以降に取り消しを行う場合、甲は、乙が別途定める手続きに従い乙に申し出るとともに、キャンセル料として受講料の全額を支払うものとする。なお、受講日程の変更は、申し込みの取り消しとともに新日程の研修の受講を申し込むものであり、当該期日以降の変更を行う場合、甲は、キャンセル料のほか新日程の受講料を別途支払うものとする。また、受講者の変更は、申し込みの取り消しとともに新たな受講者について研修の受講を申し込むものであり、当該期日以降の変更を行う場合、甲は、キャンセル料のほか新たな受講者の受講料を別途支払うものとする。</p> <p>(1)乙が別途定める事前にサーベイの実施を含む研修等について、研修開催日の前月同日</p> <p>(2)前号に定める以外の研修について、研修開催日の14日前</p>	<p>チケット制サービスについて特約を設けたことに伴う削除（同内容を特約第5条に追加）</p>

	<p>2. 前項の定めにかかわらず、チケット制サービスにおいて、甲および受講者は、専用サイトにおいて研修開催日の前々日まで研修の受講の申し込みを取り消すことができる。この場合、申し込み時に用いられたチケットが、従前の使用期限のまま再び使用することができる状態に戻るものとし、甲が購入した当該チケットの料金の払い戻しは行わない。研修開催日の前日以降は取り消すことができず、申し込み時に用いられたチケットを再び使用することはできない。</p>		
第 10 条	<p>1. 受講の申し込みを行った研修に受講者が欠席した場合、その理由の如何にかかわらず、甲はキャンセル料として受講料の全額を支払うものとする。</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、チケット制サービスにおいて、受講の申し込みを行った研修に受講者が欠席した場合、その理由の如何にかかわらず、申し込み時に用いられたチケットを再び使用することはできない。</p> <p>3. 前二項の欠席には、受講者が研修に出席しなかった場合のほか、遅刻等により、本サービスの運営に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがあるとして、乙により出席が認められなかった場合を含む。</p> <p>4. 受講者の出欠確認は、乙が別途定める方法で行うものとする。</p>	<p>1. 受講の申し込みを行った研修に受講者が欠席した場合、その理由の如何にかかわらず、甲はキャンセル料として受講料の全額を支払うものとする。</p> <p>2. 前項の欠席には、受講者が研修に出席しなかった場合のほか、遅刻等により、本サービスの運営に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがあるとして、乙により出席が認められなかった場合を含む。</p> <p>3. 受講者の出欠確認は、乙が別途定める方法で行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チケット制サービスについて特約を設けたことに伴う削除（同内容を特約第 6 条に追加） ・上記削除に伴う項番変更
第 11 条	<p>1. 乙は、甲が受講の申し込みをした研修について、最少催行人数を満たさない等の合理的な事由がある場合、または不可抗力による場合もしくはこれに準じた事由により受講者や講師らの安全に配慮すべき必要性が生じた場合は、甲または受講者に通知のうえ、その開催を中止できる権利を留保する。</p> <p>2. チケット制サービスにおいて、乙が、甲が受講の申し込みをした研修の開催を中止する場合、当該申し込み用に用いられたチケットが、従前の使用期限のまま再び使用することができる状態に戻る（ただし、専用サイトの仕様上の制約から、当該申し込み用に用いられたチケットと使用期限が同一の新たなチケットを無償配布することでこれに代える場合がある）ものとし、甲が購入した当該チケットの料金の払い戻しは行わない。</p> <p>3. 乙は、研修の開催中止に伴ういかなる責任も負わないものとする。</p>	<p>1. 乙は、甲が受講の申し込みをした研修について、最少催行人数を満たさない等の合理的な事由がある場合、または不可抗力による場合もしくはこれに準じた事由により受講者や講師らの安全に配慮すべき必要性が生じた場合は、甲または受講者に通知のうえ、その開催を中止できる権利を留保する。</p> <p>2. 乙は、研修の開催中止に伴ういかなる責任も負わないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チケット制サービスについて特約を設けたことに伴う削除（同内容を特約第 7 条に追加） ・上記削除に伴う項番変更
第 19 条	<p>乙は、本サービスの提供のため、甲による本サービスの利用に関するデータをもとに、甲および受講者等を識別、特定できないように加工、集計した統計情報、属性情報を作成することができる。また乙は、作成された</p>	<p>乙は、本サービスの提供のため、甲による本サービスの利用に関するデータをもとに、甲および受講者等を識別、特定できないように加工、集計した統計情報、属性情報等を作成することができる。また乙は、作成され</p>	<p>より適切な表現への修正</p>

	当該統計情報、属性情報等を何らの制限なく利用することができ、甲はこれを承諾する。なお、当該利用は、乙の顧客への提案および報告、広報、宣伝、分析および研究ならびに乙の本サービスおよび新規サービスに関する検討および開発のために行われる利用を含むが、これらに限られない。	当該統計情報、属性情報等を何らの制限なく利用することができ、甲はこれを承諾する。なお、当該利用は、乙の顧客への提案および報告、広報、宣伝、分析および研究ならびに乙の本サービスおよび新規サービスに関する検討および開発のために行われる利用を含むが、これらに限られない。	
第 23 条	<p>(履歴の保管、廃棄)</p> <p>1. 乙は、受講者が受講した研修の名称、受講日および回答済アンケート（以下あわせて「受講履歴」という）を、受講日が属する年度の翌年度の末日まで、専用サイトにおいて甲および受講者が閲覧できる状態を維持する。</p> <p>2. チケット制サービスにおいて、乙は、甲がチケットを用いて受講者に受講の権利を与えた記録（以下「配布履歴」という）を、当該チケットの使用期限が属する年度の翌年度の末日まで、専用サイトにおいて甲が閲覧できる状態を維持する。</p> <p>3. 前二項に定める閲覧可能な期間が経過した後の受講履歴および配布履歴の保管期間については、乙が内規にて別途定める。</p> <p>4. 乙は、前項に定める保管期間が終了した場合、速やかに受講履歴および配布履歴の廃棄または削除もしくは消去を行う。なお、個人情報の消去は、個人を識別不能とする処理を含む。</p>	<p>(受講履歴の保管、廃棄)</p> <p>1. 乙は、受講者が受講した研修の名称、受講日および回答済アンケート（以下あわせて「受講履歴」という）を、受講日が属する年度の翌年度の末日まで、専用サイトにおいて甲および受講者が閲覧できる状態を維持する。</p> <p>2. 前項に定める閲覧可能な期間が経過した後の受講履歴の保管期間については、乙が内規にて別途定める。</p> <p>3. 乙は、前項に定める保管期間が終了した場合、速やかに受講履歴の廃棄または削除もしくは消去を行う。なお、個人情報の消去は、個人を識別不能とする処理を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チケット制サービスについて特約を設けたことに伴う削除（同内容を特約第 8 条に追加）および見出しの修正 ・上記削除に伴う項番変更
第 24 条 3 項	甲および乙は、相手方が前二項に違反した場合は、直ちに第 4 条に基づき成立した契約を解除でき、自己に生じた損害について、相手方に損害賠償請求ができる。なお、この場合、帰責当事者は期限の利益を喪失し、直ちに相手方に対する債務の弁済を行う。	甲および乙は、相手方が前二項に違反した場合は、直ちに第 4 条第 1 項に基づき成立した本サービスの利用に関する契約を解除でき、自己に生じた損害について、相手方に損害賠償請求ができる。なお、この場合、帰責当事者は期限の利益を喪失し、直ちに相手方に対する債務の弁済を行う。	4 条 1 項により成立した契約であることを明記
第 25 条 1 項	乙は、本サービスの提供に関して、乙が故意または重大過失により甲に損害を与えたと甲が客観的資料を用いて立証した場合に限り、甲に対して損害を賠償する義務を負うものとする。なお、乙がかかる義務を負う場合であっても、賠償すべき損害の範囲をその直接かつ通常の損害とし、賠償金額の上限を該当する研修の受講料、またはチケット制サービスにおいては当該研修の受講に使用したチケットの料金とする。また、乙が賠償すべき期間は当該研修の受講後 1 年間に限るものとする。	乙は、本サービスの提供に関して、乙が故意または重大過失により甲に損害を与えたと甲が客観的資料を用いて立証した場合に限り、甲に対して損害を賠償する義務を負うものとする。なお、乙がかかる義務を負う場合であっても、賠償すべき損害の範囲をその直接かつ通常の損害とし、賠償金額の上限を該当する研修の受講料とする。また、乙が賠償すべき期間は当該研修の受講後 1 年間に限るものとする。	チケット制サービスについて特約を設けたことに伴う削除（同内容を特約第 9 条に追加）
第 27 条 1 項 柱書	乙は、甲に以下の各号に該当する事由が生じた場合、第 4 条に基づき成立した契約を解除することがで	乙は、甲に以下の各号に該当する事由が生じた場合、第 4 条第 1 項に基づき成立した本サービスの利	4 条 1 項により成立した契約であることを明記

	きる。ただし、当該解除の効力は将来に向かって生じるものとする。	用に関する契約を解除することができる。ただし、当該解除の効力は将来に向かって生じるものとする。	
第 29 条	第 4 条に基づき成立した契約につき、その期間が満了し又は解除された場合であっても、第 12 条（知的財産権の帰属）、第 13 条（禁止行為および甲の義務等）、第 16 条（機密情報の保持）、第 17 条（個人情報保護）、第 18 条（オプザープ）、第 19 条（データの利用）、第 20 条（権利義務の譲渡禁止）、第 23 条（履歴の保管、廃棄）、第 24 条（反社会的勢力の排除）、第 25 条（乙の損害賠償および免責）、第 27 条（契約の解除および甲の損害賠償）、第 28 条（準拠法および管轄裁判所）および本条の定めは、引き続きその効力を有する。	第 4 条第 1 項に基づき成立した本サービスの利用に関する契約が終了した後も、第 12 条（知的財産権の帰属）、第 13 条（禁止行為および甲の義務等）、第 16 条（機密情報の保持）、第 17 条（個人情報保護）、第 18 条（オプザープ）、第 19 条（データの利用）、第 20 条（権利義務の譲渡禁止）、第 23 条（受講履歴の保管、廃棄）、第 24 条（反社会的勢力の排除）、第 25 条（乙の損害賠償および免責）、第 27 条（契約の解除および甲の損害賠償）、第 28 条（準拠法および管轄裁判所）および本条の定めは、引き続きその効力を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・4 条 1 項により成立した契約であることを明記 ・見出しの修正の反映
チケット制サービスに関する特約（新設）	-	（省略）	チケット制サービスに関してのみ適用される事項について、約款内に点在していたため、特約を新設して集約